

竜王町祖父川公園の管理および運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、竜王町祖父川公園の設置および管理に関する条例（令和7年竜王町条例第15号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、竜王町祖父川公園（以下「公園」という。）の管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 条例第4条第1項の規定により、公園を使用する者（以下「使用者」という。）は、事前に竜王町祖父川公園使用許可申請書（別記様式第1号）を町長に提出し、許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可をしたときは、竜王町祖父川公園使用許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

3 前2項の規定は、条例第4条第1項後段の規定による申請について準用する。この場合において、第1項中「竜王町祖父川公園使用許可申請書」とあるのは「竜王町祖父川公園使用変更許可申請書」と、前項中「竜王町祖父川公園使用許可書」とあるのは「竜王町祖父川公園使用変更許可書」と読み替えるものとする。

(使用者の遵守事項)

第3条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公園を目的以外に使用し、または他人に使用させないこと。
- (2) 町長の許可を受けずに、物品を展示し、または印刷物、ポスター等を配布し、もしくは掲示しないこと。
- (3) 他の使用者の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) 使用した設備、備品等は、原状に復し、清掃すること。
- (5) その他公園の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(管理上の指示)

第4条 町長は、公園の管理上必要があると認めるときは、現に使用されている公園に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）
別記様式第1号（第2条関係）

<p>竜王町祖父川公園使用（変更）許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>竜王町長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 連絡先</p> <p>下記のとおり竜王町祖父川公園を使用したいので許可くださるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
使 用 財 産	全面・半面・その他（ ）
使用目的または用途	
使用希望日時	年 月 日 時 分～ 時 分
使用責任者住所氏名	住所 氏名
使用者の団体名および人員	
その他必要な事項	

別記様式第2号（第2条関係）
別記様式第2号（第2条関係）

竜王町祖父川公園使用（変更）許可書 年 月 日 住所 氏名 様 竜王町長 下記のとおり使用を許可します。 記	
使用財産	全面・片面・その他（ ）
使用許可の目的	
使用許可日時	年 月 日 時 分～ 時 分
使用許可の条件	